

本校では、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第十三条により、本校の全ての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、地域住民や保護者、生徒等の意見を取り入れ、いじめの防止等を目的に本校のいじめ防止基本方針を策定しました。

1 いじめの防止等に向けての基本姿勢

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。したがって、本校では、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有します。また、いじめはどの子にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発の防止に努めます。

2 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第二条）

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と規定しています。

いじめを理解するに当たっては、次の点に留意します。

- (1) いじめを受けた生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応します。
- (2) インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応します。
- (3) 生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの生徒がいじめを受けた生徒としてだけでなく、いじめを行った生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応します。
- (4) 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとします。
- (5) 生徒が多様性を認め互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ生徒」、「東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒（以下「被災生徒」という。）」等学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行います。

3 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置

(1) 組織の名称「学校いじめ対策組織」

(2) 構成

校長、教頭、教務主任、生徒指導部長、学校カウンセラー、教育相談C o、不登校対応C o、特別支援教育C o、養護教諭、当該学年主任及び担任、S C、S S Wで構成します。

(3) 組織的な対応

- ① 学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担い、いじめの未然防止・早期発見・事案の対処を実効的に行うとともに、学校の基本方針の見直しや校内研修等を企画します。
- ② いじめ問題を発見した場合には、担任など特定の教職員が一人で抱え込むことがないように、組織として情報収集を綿密に行い、事実関係を明確にするとともに、把握した情報をもとに対応を協議し、的確な役割分担を行い、いじめの解決に当たります。なお、協議は上記(2)の構成に、事案によっては養護教諭、当該学級担任や学年主任、その他管理職から指名された者を加えて行います。
- ③ いじめの内容や実態に応じて、釧路市教育委員会のいじめ解決サポートチームや釧路市いじめ防止対策委員会との連携を図り対応に当たるものとし、必要に応じて警察、市関係部署、児童相談所、医療機関、人権擁護機関等の関係機関との連携や校種間の連携を視野に入れて対応します。

4 いじめの未然防止等に関する取組

(1) 生徒の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進します。

生徒の安全・健康・人権を第一として、生徒一人一人を大切にしている教育活動を推進します。

生徒の豊かな情操と心を培い、全ての教育活動を通じた道徳教育や体験活動等の充実を図ります。

外部講師を招いた「自分の大切さを実感させる教室」を1学年で開催します。

(2) 全教育活動を通じて「いじめは絶対に許されない」という環境をつくります。

全国学力・学習状況調査等における「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか」の質問に肯定的に回答する生徒の割合を100%にします。

(3) 生徒が、いじめ防止に向けた活動を主体的に取り組むための支援を行います。

生徒会書記局にて「いじめ撲滅宣言」を制定し、生徒一人一人が「いじめ」について考え自覚して行動できるよう「いじめ未然防止集会」や「グリーンリボンバッジ」活動を行います。

(4) 生徒が、自分の考えや意見を持ち表現できるよう、生徒に対して必要な教育活動を粉います。

各教科の授業での協働的な学びの充実や、特別活動等における自己の活動の振り返りや、新たな目標や課題がもてるような指導の工夫を図ります。

(5) 生徒の学習に対する不安を軽減するために、学ぶ意味と学ぶ楽しさを感じられる授業づくりを推進します。また、生徒一人一人が活躍できるよう、生徒指導の実践上の視点（自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安全・安心な風土の醸成）を生かした授業づくりに努めます。

(6) いじめの早期解決のために、当該生徒の安全を保障するとともに、学校と家庭が連携・協力して解決に当たります。

いじめ対策委員会の設置による組織的な対応を推進します。

(7) 生徒及び保護者の悩みや相談を受け止めることができるよう、いじめの相談窓口の積極的な周知を図ります。

- (8) 生徒一人一人が、居場所を感じられるような学級経営に努め、生徒との信頼関係を深めます。アセスのアンケート調査を分析し、安心して学習できる集団づくりを推進します。
- (9) 全ての教職員の共通認識を図るため、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を年に複数回実施します（生徒理解研修、アセスや教育相談に係る研修、いじめ・不登校対応等に係る研修等）。
- (10) 外部講師を招いた「非行防止教室」を1学年対象にGW前、「スマホ・携帯安全教室」を全学年対象に冬季休業前に開催する等、生徒が情報モラルを身に付ける指導の充実を図ります。
- (11) インターネットを通じて行われるいじめを防止し適切に対処できるよう、生徒及び保護者に対して必要な啓発活動を行います。
- (12) 学校の教育活動全体を通じて性暴力防止に向け、生徒が性犯罪・性暴力の加害者にも被害者にも、傍観者にもならないよう、「生命（いのち）の安全教育」を推進します。また、「命の大切さを学ぶ教室」を全学年対象に夏季休業前や「デートDV講座」の開催を進めていきます。

5 いじめに対する措置

(1) いじめの早期発見

- ① タブレット端末を活用した健康観察を毎朝実施し、日常生活の中での変化による気づきから、個人面談を行い、早期発見に努めます。
- ② いじめを早期に発見するため、生徒に対する定期的な調査（いじめアンケート）を年3回実施します。
- ③ アセスによる集団分析を年2回実施し、いじめの問題等につながる人間関係や学校生活等での悩みを理解し、早期に対応します。
- ④ アセスの実施後、学級担任との面談を実施します（教育相談週間）。
- ⑤ 生徒及び保護者がいじめに係わる相談を行うことができるよう相談体制の整備を行います。
- ⑥ 定期的にネットパトロールを実施し、不適切な書き込み等がないか、早期発見に努めます。

(2) いじめへの対処

- ① いじめに係わる相談を受けた場合や、いじめアンケートで「ある」と回答した場合は、親身になって状況を聴き、速やかに事実の確認を行います。
- ② いじめの定義に照らして、加害の生徒がいじめを意図して行っていない行為、偶発的な行為、継続性がない行為、相手を特定せずに行った行為等であっても、その行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じている場合は、「いじめ」として認知します。
- ③ いじめの事実が確認された場合又はいじめの事実があると疑われるときは、直ちにいじめを受けた生徒の安全・安心を確保します。また、教職員は、いじめを抱え込まないよう、校内の「学校いじめ対策組織」へ報告します。
- ④ 学校いじめ対策組織は、組織的に事実関係を把握し、いじめを止めさせ、事実関係を正確に当該保護者に伝え、家庭と連携して解決に取り組みます。
- ⑤ いじめを行った生徒とその保護者に対して、いじめを行った事実に対する指導を行います。指導後もいじめの行為が止まない等、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるための措置が必要であると認められるときは、一定の教育的配慮の下、いじめを行った生徒を一定期間、別室において学習を行わせる等の措置を講じるとともに、いじめを受けた生徒・保護者に対する継続的な支援を行います。
- ⑥ いじめを行うに至った背景などを分析し、いじめを行った生徒に対して、いじめを受けた生徒が傷ついていることを認識させ、その保護者にもいじめの事実を正確に説明し、保護者と

協力して継続的に指導することで、再発の防止に努めます。

- ⑦ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び警察等と連携して対処します。
- ⑧ いじめの解消については、いじめ事案の関係者の状況を十分に見極めながら、学校いじめ対策組織において協議を行い、いじめが解消に至ったかを判断します。

(3) いじめの解消

学校は、単に謝罪をもって安易にいじめが解消されたと判断するのではなく、いじめの行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする）や、被害生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることを、面談等により丁寧に確認するとともに、見守りを継続的に行います。

(4) 家庭や地域、関係機関との連携

- ① 全ての生徒をいじめに向かわせないよう、日頃から学校をはじめ地域全体で生徒に積極的に関わっていく意識を強く持つとともに、家庭や地域との連携による見守りにおいても、常にささいな変化に気付く意識の醸成を図ります。
- ② 家庭においては、家庭内における日頃のコミュニケーションにより、生徒の変化について気付くことができる関係性を構築するとともに、学校が日頃から生徒の変化について家庭との情報共有を図り、いじめの早期発見につなげます。
- ③ P T A や地域の関係団体等といじめの問題について意見交換する機会を設けるなど、地域と連携した対策を推進します。
- ④ 通学路指導等における、地域の方々との関わりを大切にし、登下校中や休日の生徒の様子について、日常の情報連携に努めます。
- ⑤ コミュニティ・スクール協議会を通して、いじめ問題について家庭や地域と意識を共有し、連携した対策を推進します。
- ⑥ 学校や釧路市教育委員会による指導では十分な効果を上げることが困難な場合には、警察、市関係部署、児童相談所、医療機関、人権擁護機関等の関係機関と適切な連携を図ります。

(5) いじめ防止にかかわる取組の点検と見直し

次に示すようないじめの未然防止・早期発見・適切な事案対処に係る取組状況を踏まえて、毎年度、学校の基本方針の点検と見直しを図ります。その他、学校は、いじめ防止、いじめ対応に係る各計画、取組の検証を図るとともに、コミュニティ・スクールを通じて学校と地域が、いじめ問題についての意見を交換し、学校、家庭、地域の連携を強化するよう努めます。

6 重大事案への対処

- (1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、対応を検討するとともに直ちに釧路市教育委員会に報告します。
- (2) 釧路市教育委員会の指示により、学校が主体となって当該事案に対して調査をする場合学校いじめ対策組織を母体として、釧路市教育委員会と協議の上、必要に応じて適切な専門家を加え、当該事態に対処する組織を設置して調査を実施します。
- (3) 調査の結果の提供
調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して調査報告書の原本をもとに説明します。また、いじめを受けた生徒及びその保護者の同意を得た上で、いじめを行った生徒及びその保護者に対する調査結果の説明を口頭で実施します。